

法律上定められた都道府県別の協議会等について

番号	名 称	根 拠 法	役 割	備 考
1	地域医療対策協議会	医療法第30条の12	救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策について、関係者と協議する	
2	へき地医療支援計画策定等会議・へき地勤務医師等確保協議会	予算事業上、設置が求められるもの	へき地診療所等からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を関係者間で行う	
3	都道府県医療審議会	医療法第71条の2	医療法の規定によりその権限に属させられた事項 (医療計画の策定や医療法人の認可など) 当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項 (都道府県知事の諮問に応じて審議を行う)	
4	地方社会保険医療協議会	社会保険医療協議会法第1条	保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し (地方厚生局長の諮問に応じて審議を行う)	
5	-	高齢者の医療の確保に関する法律 第14条	厚生労働大臣は、医療費適正化計画に掲げる目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。	左の定めをするに当たっては、関係都道府県知事への協議が必要